

島根県週休2日工事試行要領（港湾・漁港漁場工事・空港土木工事編）

（趣旨）

第1条 建設産業において、就業者の高齢化と担い手不足が進行する中、将来にわたり安定的に社会資本を整備及び維持していくためには、若手技術者等の確保・育成が重要な課題となっており、対応策の一つとして、週休2日の確保による建設現場における労働環境改善が求められている。

本要領は、地域建設業において労働環境の改善を図るために「週休2日工事」の実施に当たり必要な事項を定めたものである。

対象期間において4週8休以上が確保できた場合において、労務費等を補正し契約変更を行うことにより、建設現場の週休2日の実現に取り組むものである。

但し、港湾5職種の労務単価については補正の対象外とする。なお、港湾5職種とは、高級船員、普通船員、潜水士、潜水送気員、潜水連絡員とし、港湾5職種の労務単価を準用する船団長、潜水世話役及び潜水士（ダイバー）も補正の対象外とする。

（定義）

第2条 港湾・漁港漁場工事・空港土木工事における「週休2日工事」とは、「4週8休以上」の工事のことをいい、単位期間において8日以上現場閉所があることをいう。なお、期間内に祝日、夏期休暇（土日を除く3日間）、年末年始休暇（土日を含む6日間）が含まれる場合は、これらの日数を加えた日数の現場閉所があること。

2 「単位期間」とは、土曜日を起算日とし4週目の金曜日までの連続する4週間（28日）をいう。

3 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、**監督職員が必要と認めた**現場管理上必要な作業を行う場合を除き、~~現場事務所での事務作業を含めて~~1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。現場閉所には、降雨、降雪、波浪等による予定外の現場閉所日も含むものとする。**なお、現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業のみを行う場合は現場閉所とはならない。**

~~なお、~~また、現場管理上必要な作業とは、安全巡視やコンクリートの養生状況等の現場確認等、元請職員が短時間で行う行為や、元請職員の地域行事や現場見学会等への参加などをいう。但し、元請職員についても建設現場における週休2日取得の取組の趣旨を鑑み、代休の取得など休日の確保に努めるものとする。

4 「対象期間」の起算日は、工事着手日（現場事務所等の設置、または測定の開始）以降の最初の土曜日とする。

現場閉所の確認は、起算日から工事完成日（工事完成通知書の提出日）の2週間前までの時点（これを確認期限という）で単位期間が確保できる期間を対象とする。

なお、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は対象外とする。

5 「4週8休」とは、起算する土曜日から始まり4週目の金曜日までで終わる4週間を1期間目とし、5週目の土曜日から8週目の金曜日までで終わる4週間を2期間目とし、以降同様の考え方の期間を工事完了日まで設けたとき、それぞれの期間について、その期間に含まれる休日の日数分の閉所日があることをいう。

工事着手日以降最初の土曜日から1期間目を起算することとし、工事完了日直前の1期間

の末日となる金曜日までを評価対象とする。（資料1参照）

- 6 「週休2日」とは、土曜日から金曜日までを1週間とし、それぞれの週について、その週に含まれる休日の日数分の閉所日があることをいう。（資料1参照）

（対象工事）

第3条 対象工事は、島根県土木部港湾空港課・農林水産部漁港漁場整備課が所管する全ての工事を対象とする。

ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- (1) 災害復旧工事等の緊急を要する工事
- (2) 維持管理業務（一括発注方式）等
- (3) 現場条件や施工期間の制約が厳しい工事

なお、港湾工事・漁港漁場関係工事（浚渫工事、構造物工事）及び海岸工事（港湾に関わる海岸・水産庁所管）及び空港土木工事以外の工種区分により工事費を積算する工事については、「島根県週休2日工事試行要領」を適用するものとする。

また、契約時には対象外工事であっても受発注者間の協議により「週休2日工事」の確保が可能と判断された場合は、設計変更の対象とすることができる。その際の協議は施工計画書の提出前に行わなければならない。

- 2 発注者は、前項の工事を発注する場合は、施工条件書及び特記仕様書に「週休2日工事」の対象工事である旨を明記するものとする。

（実施方法）

第4条 「週休2日工事」の発注方式は、契約後、受注者の希望により「週休2日工事」を実施する「受注者希望型」とする。

- 2 受注者は、契約後、施工計画書の提出時に、「週休2日工事」の実施希望の有無を発注者に書面にて報告するものとする。
- 3 その他実施に当たっては、「島根県週休2日工事特記仕様書（港湾・漁港漁場工事・空港土木工事編）」により行うものとする。

（設計変更）

第5条 発注者は、対象期間中の全ての単位期間で4週8休以上が確保できた場合は、精算時に設計変更するものとする。

（工期設定）

第6条 発注者は、現場の「週休2日工事」の確保ができるよう適正に工期を設定しなければならない。

（工事成績評定）

第7条 発注者は、対象期間において4週8休以上を確保できた場合は、総括監督員、監督員及び主任監督員において、工事成績評定の「Ⅱ. 工程管理 その他」にて評価するものとする。なお、4週8休以上を確保できなかった場合において、減点（ペナルティ）は行わないものとする。

（工事費の積算）

第8条 発注者は、精算時に、対象期間中の全ての単位期間で4週8休以上が確保できた場合は、労務単価、市場単価（港湾工事・漁港漁場関係工事に限る）、施工パッケージ単価等に

ついて補正を行い、設計変更するものとし、それぞれの補正方法は以下のとおりとする。

なお、工場製作、工事において実施する設計等業務、測量調査、土質調査（チェックボーリング）等は労務費補正の対象としない。

(1) 労務単価

積算において使用している職種の労務単価に補正係数1.05を乗じるものとする。

(1位四捨五入)

なお、空港土木工事は補正の対象外とする。

(2) 市場単価

施工規模等補正後の市場単価に工種毎に定めた補正係数（資料2参照）を乗じるものとする。（1位以下切捨）

なお、港湾工事・漁港漁場関係工事以外の市場単価、標準単価は補正の対象外とする。

(3) 施工パッケージ

標準単価から積算単価への補正において適用する採用地区の労務単価について、(1)により算出した労務単価を適用する。

(4) 空港土木工事においては、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。

・ 共通仮設費率 1.01

・ 現場管理費率 1.04

(アンケート調査)

第9条 週休2日工事の検証を行うために、受注者は「週休2日工事」の実施希望の有無に関わらず、アンケートに回答すること。提出方法についてはしまね電子申請サービスによることとする。

・ インターネット側PC用直接リンクURL

https://s-kantan.jp/pref-shimane-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=4729

・ スマートフォン用2次元バーコード



(提出書類の虚偽)

第10条 休日等取得計画表兼実績表等の提出資料について、虚偽の記載等が工事中又は工事完了後に判明した際には、不誠実な行為として取り扱う場合がある。

附則

(施行期日)

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

(適用)

この要領は、施行日以降に起案を行う発注工事から適用する。

島根県週休2日工事特記仕様書（港湾・漁港漁場工事・空港土木工事編）

本工事は、島根県週休2日工事（以下「週休2日工事」という）の対象工事である。

1 定義

- (1) 港湾・漁港漁場工事・**空港土木工事**における「週休2日工事」とは、「4週8休以上」の工事のことをいい、単位期間において8日以上現場閉所があることをいう。なお、期間内に祝日、夏期休暇（土日を除く3日間）、年末年始休暇（土日を含む6日間）が含まれる場合は、これらの日数を加えた日数の現場閉所があること。
- (2) 「単位期間」とは、土曜日を起算日とし4週目の金曜日までの連続する4週間（28日）をいう。
- (3) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、**監督職員が必要と認めた**現場管理上必要な作業を行う場合を除き、**現場事務所での事務作業を含めて**1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。現場閉所には、降雨、降雪、波浪等による予定外の現場閉所日も含むものとする。**なお、現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業のみを行う場合は現場閉所とはならない。**
なお、また、現場管理上必要な作業とは、安全巡視やコンクリートの養生状況等の現場確認等、元請職員が短時間で行う行為や、元請職員の地域行事や現場見学会等への参加などをいう。但し、元請職員についても建設現場における週休2日取得の取組の趣旨を鑑み、代休の取得など休日の確保に努めるものとする。
- (4) 「対象期間」の起算日は、工事着手日（現場事務所等の設置、または測定の開始）以降の最初の土曜日とする。
現場閉所の確認は、起算日から工事完成日（工事完成通知書の提出日）の2週間前までの時点（これを確認期限という）で単位期間が確保できる期間を対象とする。
なお、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は対象外とする。
- (5) 「4週8休」とは、起算する土曜日から始まり4週目の金曜日までで終わる4週間を1期間目とし、5週目の土曜日から8週目の金曜日までで終わる4週間を2期間目とし、以降同様の考え方の期間を工事完了日まで設けたとき、それぞれの期間について、その期間に含まれる休日の日数分の閉所日があることをいう。（資料1参照）
工事着手日以降最初の土曜日から1期間目を起算することとし、工事完了日直前の1期間の末日となる金曜日までを評価対象とする。
- (6) 「週休2日」とは、土曜日から金曜日までを1週間とし、それぞれの週について、その週に含まれる休日の日数分の閉所日があることをいう。（資料1参照）

2 実施方法

- (1) 受注者は、契約後、施工計画書の提出時に、「週休2日工事」の実施希望の有無を発注者に書面にて報告するものとする。
- (2) 受注者は、施工計画書の提出時に、「週休2日工事」の取得計画が分かるように別紙1を参考に休日等取得計画表兼実績表（以下「計画表」）を作成の上、監督職員に提出するものとする。

3 実施報告

- (1) 受注者は、対象期間終了後、すみやかに対象期間全体の休日等取得計画表兼実績表を提出しなければならない。なお、工事期間中に監督職員から請求があった場合は、その都度提示しなければならない。
- (2) 受注者は、休日の取得実績が確認できる書類（工事日誌、出勤簿等）を提示し、監督職員の確認を受けなければならない。

4 設計変更

対象期間中の全ての単位期間において4週8休以上が確保できた場合は、精算時に設計変更するものとする。

5 工事費の積算

精算時に、対象期間中の全ての単位期間で4週8休以上が確保できた場合は、労務単価、市場単価（港湾工事・漁港漁場関係工事に限る）、施工パッケージ単価等について補正を行い、設計変更するものとし、それぞれの補正方法は以下のとおりとする。

なお、工場製作、工事において実施する設計等業務、測量調査、土質調査（チェックボーリング）等は労務費補正の対象としない。

(1) 労務単価

積算において使用している職種の労務単価に補正係数1.05を乗じるものとする。（1位四捨五入）

なお、空港土木工事は補正の対象外とする。

(2) 市場単価

施工規模等補正後の市場単価に工種毎に定めた補正係数（資料2参照）を乗じるものとする。

（1位以下切捨）

なお、港湾工事・漁港漁場関係工事以外の市場単価、標準単価は補正の対象外とする。

(3) 施工パッケージ

標準単価から積算単価への補正において適用する採用地区の労務単価について、（1）により算出した労務単価を適用する。

(4) 空港土木工事においては、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。

・ 共通仮設費率 1.01

・ 現場管理費率 1.04

6 アンケート調査

週休2日工事の検証を行うために、受注者は「週休2日工事」の実施希望の有無に関わらず、竣工検査までにアンケートに回答すること。提出方法についてはしまね電子申請サービスによることとする。

・ インターネット側 PC 用直接リンク URL

https://s-kantan.jp/pref-shimane-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=4729

・ スマートフォン用2次元バーコード

